

# 2015年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験（前期日程）

## 公 法 (憲法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を出すことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したものほかは使用できない。HB・B 以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用すること。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出せざることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

# 2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 前期日程入学試験問題 法律科目試験

### (憲 法)

---

#### 第1問 (配点: 50点)

A市屋外広告物条例4条は、街路樹、路傍樹およびその支柱に広告物を表示することを禁止し、33条は、その違反者に対し5万円以下の罰金を科する旨を定めている。

Bは、A市内の商店街にある街路樹2本の各支柱に、「2014年7月1日の集団的自衛権行使を容認する閣議決定に断固反対する」などの見解を内容とするプラカード式ポスター各1枚を針金でくくりつけたため、本条例違反として公訴を提起された。

本件事案をめぐる憲法問題について論じなさい。

なお、法律と条例との関係（憲法94条、地方自治法14条）については、言及しなくてよい。

#### 第2問 (配点: 50点)

「内閣、都道府県知事、市町村長または国会のいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があるときは、最高裁判所は、法律または条例が、憲法に適合するか否かについて判断しなければならない」との法律が制定されたとする。

この法律の合憲性について論じなさい。

# 2015年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験（前期日程）

## 公 法 (行政法)

### [注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HBまたはB））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を出すことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののはかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用すること。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、2枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させことがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

# 2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 前期日程入学試験問題 法律科目試験 (行政法)

次の【設例】を読んで、間に答えなさい。

### 【設例】

A県内においてBが経営するレストランSで食事をした複数の客が下痢等の症状を訴えて病院に運ばれた。病院での診察の結果、食中毒であることが明らかになったが、幸いにしていずれの客も軽症で入院に至ることはなかった。その後、病院から通報を受けたA県がSに立入調査をした結果、食中毒の原因となった病原菌が発見され、Sが提供した食事が食中毒の原因であることが判明した。

Bは、複数の客に被害を与えた、しかも食中毒の原因が特定されたことから、1週間程度の営業停止はやむをえないと考えた。A県では食品衛生法55条に定める営業の禁止停止に関し、「①営業者が人体に危害を加える違反をした場合には3日以上10日以内の営業停止、②営業者が人体に重症の危害を加える違反をした場合には11日以上30日以内の営業停止」との処分基準が定められ、公表されている。

しかし、A県では、重症の危害とまではいえないと判断したもの、Sに立入調査をした際、衛生管理が極めてずさんであり、調理場の清掃が十分でないだけでなく、昆虫等の駆除も徹底されていなかったことから、食中毒の原因を除去するまでなお少なくとも2週間はかかると判断し、直ちに2週間の営業停止処分を行った。

### 【問】(配点: 50点)

設例において、Bが食品衛生法6条および50条3項の規定に違反していることを前提とした上で、2週間の営業停止処分を行ったことは適法であるか、予想されるBの反論を踏まえつつ検討しなさい。なお、営業停止処分を行った際の手続、及びA県の立入調査については考慮しなくてよい。

### (参考条文)

#### 食品衛生法

第6条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(1, 2号略)

3 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

(4号略)

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科  
前期日程入学試験問題 法律科目試験  
(行政法)

---

第50条1項 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な  
又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し  
必要な基準を定めることができる。

第50条2項 都道府県は、営業・・・の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆  
除その他公衆衛生上講すべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。

第50条3項 営業者・・・は、前2項の基準が定められたときは、これを遵守しなけ  
ればならない。

第55条1項 都道府県知事は、営業者が第6条・・・若しくは第50条第3項の規定  
に違反した場合・・・においては・・・営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは  
期間を定めて停止することができる。

(2項略)